「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」について

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、人流の抑制をより一層図るため、 都独自の取組として、休業の協力依頼等に全面的にご協力いただける中小企業、 個人事業主等を対象に支援金を支給いたします。

1 対象期間

緊急事態措置期間(令和3年4月25日から5月11日まで)

2 支給額

〇1店舗あたり34万円

緊急事態措置期間開始の**令和3年4月25日から5月11日までの間**、全面的に協力頂いた場合(17日間)

なお、やむを得ない理由で4月25日(日)からの取組の開始が間に合わず、 **令和3年4月27日から5月11日までの間**、全面的に協力いただいた場合 (15日間) は、**一店舗当たり30万円**

3 主な対象要件

緊急事態宣言の発令を受け、東京都から行う休業の協力依頼などに対して、4月25日から5月11日まで(17日間)又は4月27日から5月11日まで(15日間)の全期間、**全面的にご協力**いただける中小企業、個人事業主等

- ○休業要請等の対象となる施設については、東京都総務局HPに掲載しています。https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html
- ○緊急事態措置より前に開業しており、営業実態がある事業者
- ○都外に本社がある事業者も都内の施設・テナントで全面的に協力いた だいた場合は対象

4 申請受付

ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

5 問い合わせ

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにおいて対応いたします。(電話番号03-5388-0567 9時から19時まで毎日)

<問い合わせ先>

産業労働局総務部企画調整課 電話 03-5320-4606

内線 36-310 担当:川崎・池田